




「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出いただく場合に併せて提出をお願いします。
「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出されない場合には提出いただく必要はありません。

マイナンバー提供書

このたびは大淀町ふるさと応援寄附にご協力いただき、誠にありがとうございます。既にご承知のとおり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成27年10月5日に施行されました。この法律により、市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関し、お住まいの市町村へ申請特例通知書を提出するため、貴殿の個人番号（マイナンバー）のご提出とご本人確認の必要がございます。

つきましてはお手数をおかけいたしますが、下記に個人番号が印字されている「通知カード」もしくは「個人番号カード」等の個人番号が確認できる書類及び「運転免許証」等の本人確認書類の写しを貼付いただき、大淀町 財務課までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご提供いただきました番号確認書類・本人確認書類は当町で適切・厳正に管理を行い、申請特例通知書関連事務以外の目的には使用いたしません。

| 1. 番号確認のために必要な書類 ①、②、③のいずれかの写しを貼付 | 2. 本人確認のために必要な書類 ①、②、③のいずれかの写しを貼付 |
|--|--|
| <p>①個人番号カード（番号記載の面）</p>  <p>②番号通知カード</p>  <p>③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p> | <p>①個人番号カード（顔写真の面）</p>  <p>②顔写真付き証明書</p> <p>（運転免許証、運転履歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等）</p> <p>③下記のいずれか2つ</p> <p>健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童手当証書、介護保険被保険者証 等</p> |

個人情報と安全で確実に受け取らせていただくため、この面を内側に折りたたんで封筒に入れ、簡易書留などの方法により送付いただくようお願いします。